

工 事 着 手 届

現場代理人，主任技術者等決定・変更届

新潟市長 様

年 月 日

受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者

下記のとおり工事に着手し，現場代理人，主任技術者等を決定・変更しました。

工 事 番 号	第 号	
工 事 名		
工 事 場 所	新潟市	
工事着手年月日	年 月 日	
現 場 代 理 人		兼任 状況 ・有 ・無
主 任 技 術 者		兼任 状況 ・有 ・無
監 理 技 術 者		兼任 状況 ・有 ・無
監理技術者補佐		
専 門 技 術 者		
現場代理人に 委任しない事項		

- 注
- 1 監理技術者は，建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合にのみ記入すること。
 - 2 監理技術者補佐は，建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定するものを配置する場合にのみ記入すること。
 - 3 専門技術者は，建設業法第 26 条の 2 に該当する場合にのみ記入すること。
 - 4 兼任状況有の場合は，別途兼任届を提出すること。